

ご提出いただく書類について
(避難指示解除後のご帰還にともなう就労不能損害に係る賠償について)

		証明書類
ご請求いただける方	避難指示解除後 1年以内に帰還 したことを証明 する書類	○以下の書類をお送りください。 ・帰還された方と帰還先のご住所が確認できる書類として住民票の写し(※1)、および生活の本拠として いることが確認できる書類(公共料金の領収書等)
平成23年3月11日 時点のお勤め先情報 (これまでにご提出 いただいた書類 は、再度お送りい ただくだ必要はござ いません。)	就労の事実を証 明する書類およ び雇用形態を証 明する書類	○お勤め先ごとに、当社指定の就労状況証明書(※2) (※3)をお送りください。
	失職されたこと を証明する書類	○当社事故により失職されたお勤め先がある方は、 お勤め先ごとに、以下の書類のうちいずれか1つを お送りください。 ・ねんきんネット「年金 記録照会」画面コピー(※4) ・雇用保険受給資格者証 ・雇用保険被保険者資格 喪失確認通知書 ・ねんきん定期便(※4) ・給与支払報告書(個人別 明細書)(※5) *上記書類から失職の事実が確認できない方は、当社指定の退職 状況証明書(※2)をお送りください。
事故がなければ 得られた収入 (これまでにご提出 いただいた書類 は、再度お送りい ただくだ必要はござ いません。)		○お勤め先ごとに、以下の書類のうち、いずれか1つをお送りください。 ・給与明細書(12ヶ月分) ・平成23年度の課税証明書(平成22年分)(※6) ・平成23年度の源泉徴収票(平成22年分)
実際に得た収入		○お勤め先ごとに、以下の書類のうち、いずれか1つをお送りください。 ・給与明細書(※7) ・当社指定の就労状況証明書(※2) *ご請求いただく期間において就労されていなかった方は、お送りいただく必要はござ いません。
		○上記に加えて、以下のいずれか1つをお送りください。 ・ねんきんネット「年金記録照会」画面コピー(※7) ・ねんきん定期便(※7)
通勤交通費増加額		○お勤め先ごとに、当社指定の通勤交通費不支給証明書(※2)(※7)をお送りください。 *ご請求いただく期間において就労されていなかった方は、お送りいただく必要はござ いません。

※1 住民票の写しの提出が困難な場合は、帰還された方と帰還先のご住所が確認できる書類(健康保険被
保険者証または運転免許証のコピー等)をご提出ください。

※2 請求書類に同封されております「各種証明書類」より切り離して、お勤め先に記入をご依頼ください。

※3 お勤め先が「避難等対象区域」外の場合は、必ずお送りください。

※4 厚生年金に加入されていた方のみ。

※5 役員をされていた方のみ。

※6 収入金額が記載されているものをお送りください。

※7 ご請求対象期間の情報を確認できる書類をお送りください。